

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

C欄、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でB欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

※ 町 処 理 欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

(あて先) 吉田町長 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
		フリガナ											宛 名 番 号				
		名 称											連絡者の係 及び氏名並びにその 電話番号	係			
		代表者の 職 氏 名												氏名			
		法人番号														電話	
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)		徴収済月		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)		異 動 年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法		
フリガナ	旧 姓		・円		月分 から 月分 まで		円		円		年 月 日		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ()		1. 特別徴収継続 → (C欄記入) 2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) → (B欄記入) 3. 普通徴収 (残額を個人で納付) → (B欄記入)		
氏 名																	
生年月日	昭和・平成 年 月 日																
個人番号																	
受給者番号																	
1月1日の 現 住 所	〒																
現 住 所	(給与の支払を受けなくなった後の住所) 〒																

●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	徴 収 予 定		一括徴収した税額は 月分 (納期限 月 日) と合わせて納入します
1 異動が12月31日以前で本人 から申出有 (注1)	徴収予定日	徴収予定額	
2 年1月1日以降 に退職 (注2)		徴収予定額合計 〔上記(ウ)と同額〕	

(注1)
12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)。
(注2)
1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

月割額 円を 月分から徴収 し納入する。	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号			
		フリガナ											この届 出に係 る連絡 先			
		名 称											係			
		代表者の 職 氏 名											氏名			
		法人番号													電話	

新規の場合 新しい勤務先がまだ特 別徴収義務者に指定さ れていない場合	
指定番号の 事 前 連 絡	要・不要
納 入 書	要・不要

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

◎送付先 〒421-0395
榛原郡吉田町住吉87 吉田町役場 税務課
(電話 0548-33-2107)

「指定番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。